

# 初期真宗における東国門徒の研究 親鸞思想の特 異性と門弟たちによる受容と展開

著者	板敷 真純
学位授与大学	東洋大学
取得学位	博士
学位の分野	文学
報告番号	32663甲481号
学位授与年月日	2021-03-25
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1060/00012778/">http://id.nii.ac.jp/1060/00012778/</a>



氏 名（本籍地）	板敷 真純（茨城県）
学 位 の 種 類	博士（文学）
報告・学位記番号	甲第 481 号（甲（文）第六十号）
学位記授与の日付	2021 年 3 月 25 日
学位記授与の要件	本学学位規程第 3 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	初期真宗における東国門徒の研究 —親鸞思想の特異性と門弟たちによる受容と展開—
論 文 審 査 委 員	主査 教授 伊吹 敦
	副査 教授 博士（文学） 岩井 昌悟
	副査 教授 博士（文学） 橋本 泰元
	副査 筑波大学名誉教授 文学博士 今井 雅晴

# 学位論文審査結果報告書〔甲〕

## 【論文審査】

板敷真純氏の審査対象論文「初期真宗における東国門徒の研究—親鸞思想の特異性と門弟たちによる受容と展開」は、他の浄土教の祖師たちとは異なる親鸞に特有の思想を東国門徒たちがそのまま理解し得たか、あるいは、どのように変形する形で理解したかを解明しようとしたものである。これまで東国門徒の親鸞思想理解をテーマとし、各門徒集団を総合的に扱った研究はほとんどなく、それだけでも十分な学術的意義を有するが、本論文には、従来にない新説が随所に含まれており、今後の親鸞研究、真宗史研究に資する注目すべき研究成果であると言える。

本論文は「序論 問題の所在と本論の目的」、「第Ⅰ部 親鸞思想とその特異性」、「第Ⅱ部 東国門徒の受容と展開」、「結論」の四部から構成されているが、「序論」は、

- (1) 「「東国門徒」の定義
- (2) 「従来の東国門徒研究の問題点
- (3) 「本論文の構成と目的」
- (4) 「本論で用いる史料」

の四節から成り、(1)では、「東国門徒」という用語を用いる理由が述べられ、(2)では、従来、東国門徒についての研究は、歴史、思想、美術等種々の面から行われてきたが、その多くは本願寺中心の史観から逃れられていないこと、資料的な制約等から東国門徒の思想研究に偏りが見られ、それらによって東国門徒を総合的に扱うという視点を欠いていたこと等の問題点を指摘しており、本論文がその克服を目指すものであることが明らかにされている。この指摘は十分な意味を持つが、ただ、「親鸞思想の特異性と門弟たちによる受容と展開」という本論文のテーマとの関係、(3)において、「第Ⅰ部 親鸞思想とその特異性」、「第Ⅱ部 東国門徒の受容と展開」いう二部構成を採ることとの関連が十分に説明されていないのは遺憾である。最後に(4)では、本論文で用いる最も基礎的な史料として、「河和田唯円の『歎異抄』」、「高田顕智『聞書』、高田専空『見聞』」、「阿佐布了海の『他力信心聞書』と『還相回向聞書』」の三種を取り上げて詳細な解説が施されているが、これら三種の資料は、第Ⅱ部の第1章から第3章までの三章において主要な資料として用いられるもので、全体の「序論」でこの三書のみを取り上げることにについては、それなりの説明が必要であったと思われる。

続く「第Ⅰ部 親鸞思想とその特異性」は、親鸞自身に見られる、他の浄土教家とは区別される思想、つまり、親鸞特有の浄土思想と見られているものを取り上げて、その内容と特徴を明らかにしようとしたもので、その構成は以下のごとくである。

### 第1章 親鸞の生涯と門徒集団の成立

- (1) 親鸞の生涯
- (2) 関東における布教と東国門徒の誕生
- (3) 親鸞の特異な思想と門徒の理解

### 第2章 現生正定聚観

- (1) 親鸞の現生正定聚思想とその問題
- (2) 『教行信証』に見る現生正定聚の思想

(3) 『教行信証』の改変と現生正定聚思想の執筆時期

(4) 親鸞による現生正定聚思想の教化と門徒たちの受容

### 第3章 往生観

(1) 親鸞の著作に見る往生思想

(2) 親鸞に見る「即得往生」の解釈

### 第4章 来迎観

(1) 親鸞の臨終来迎観

(2) 親鸞による来迎思想の教化と門徒たちの受容

### 第5章 親鸞思想における残された問題

(1) 戒律観

(2) 仏土観

(3) 善知識観

しかし、この構成にはいくつかの問題があるように見受けられる。すなわち、第Ⅰ部では、第2章で「念仏によって生きている内に不退転が得られる」とする「現生正定聚」の思想、第3章で『無量寿経』の「即得往生」という言葉に対する親鸞の独自の解釈、第4章で「現生正定聚に定まれば、臨終来迎を望む必要はない」とする親鸞に特有の来迎観を取り上げ、それらの思想が従来の浄土教の祖師たちとどのように違うかに焦点を当てて詳しく説明を行っている。また、最後の第5章でも、親鸞の「破戒は往生の礙げとはならない」とする「戒律観」、浄土を「真実報土」と「方便化土」に分ける「仏土観」等が、法然以前には見られない親鸞に特有の思想であることが説明されている。

従って、これらの各章の内容は、基本的には、第Ⅰ部の「親鸞思想とその特異性」を述べるという趣旨によく適合しているが、第1章は明らかにこの趣旨に相応しくなく、ここで論じられるべきものとは思われない。また、基本的には趣旨に合っていると述べた第2章から第5章までについても、第2章の「(4) 親鸞による現生正定聚思想の教化と門徒たちの受容」や第4章の「(2) 親鸞による来迎思想の教化と門徒たちの受容」は、むしろ「第Ⅱ部 東国門徒の受容と展開」で述べるべき問題で、ここで論ずべきことではないように見受けられるし、第5章の「(3) 善知識観」も、親鸞の「自身の師を仏や菩薩の化身や示現と考え」る「善知識観」は、板敷氏自身が法然にも見られたものであったと論じているのであるから、親鸞独自のものとは言いがたく、ここで他と同列に論ずべきものでないであろう。この節は、第Ⅱ部で東国門徒の一部に「善知識帰命説」という特異な善知識観が見られるようになったことを先取りして、親鸞にはそうしたものがなかったことを確認しようとしたものと見られるが、第Ⅱ部では、このような法然や親鸞の善知識観との関係については論じられておらず、この点でも、この節は問題を残している。

更により根本的な問題として、親鸞思想を取り上げながら、その中の「現生正定聚観」「往生観」「来迎観」「戒律観」「仏土観」等のみが取り上げられているため、総体としての親鸞の思想が見えてこないという点が挙げられる。本来は、人間親鸞の思想を概説した後に、特に注目すべき特徴として、上記の諸点を特に詳しく解説するという形にすべきであったと思われる。

また、取り上げられている諸点についても、「現生正定聚観」「往生観」「来迎観」は相互に密接に関係する問題であるから、これらを別項目として扱うと、叙述に重複が生ずるのは当然である。実際、第3章は「往生観」をテーマとするはずであるが、その多くが「現生正定聚」に関するもので、両者を別立する必要があったか疑問を抱かせる結果になっている。この点は、「来迎観」をテーマとする第4章につ

いても同様である。これらを個別に取り上げる理由は、第Ⅱ部での議論を先取りしたためであるが、先ずは第Ⅰ部としてのまとまりを重視すべきではなかったかと思われる。

第Ⅰ部は、元来、先行研究に基づきつつ親鸞の思想的特徴を明らかにするところに眼目があるから、基本的には、著者独自の新しい見解が前面に出されているわけではない。しかし、その内容を詳しく見てみると、第2章の(4)において、親鸞特有の「現生正定聚」の思想が、当初は経文の無理な読み方によって提示されるのみであったが、後になるとはっきりと「現生」で「正定聚」が得られると主張するようになる過程を『教行信証』の改変によって客観的に跡づけ、その理由を東国門徒の「現生正定聚」に関する誤解と混乱に結びつけて理解しようとしている点は興味深い考察であって、その是非については今後の検証が必要ではあるが、板敷氏の研究者としての鋭い着眼力を示す一例と言える。同様に、第3章において、親鸞の「往生」という言葉を詳しく検討して、それが死後の往生を指す場合もあれば、「現生正定聚」を得ることを指す場合もあるといった形で多義的に用いられていることを指摘し、それと東国門徒の「往生観」との関連を探っているという点、第4章の(2)において、「臨終来迎」を期待する東国門徒たちの願望と親鸞自身の「来迎観」とのギャップを指摘している点等も注目すべきで、本論文が東国門徒の親鸞理解を中心テーマに掲げたからこそ指摘できたものであると言える。ただ、特に第4章の(2)については説明が十分でなく、大方の支持を得るには更なる検討が必要であろう。

第Ⅰ部を全体として見た場合、上述のように、論文構成において必ずしも十分でない点や論述上の問題点が見られるのは甚だ遺憾であり、今後の課題と言えるが、第Ⅱ部で論じるテーマに沿う形で、膨大な一次資料、二次資料に基づいて親鸞思想の特徴を詳細に明らかにしているという点、東国門徒との関連を視野に入れることで親鸞理解に新たな光を投じている点等は、板敷氏の研究者としての高い力量を示すもので注目すべきである。

次に、本論文の中心を成す「第Ⅱ部 東国門徒の受容と展開」の構成を示すと以下のごとくである。

## 第1章 河和田唯円の思想

- (1) 常陸北部の門徒集団の成立と河和田唯円
- (2) 『歎異抄』に見る唯円の思想
- (3) 唯円の悪人正機説をめぐる問題

## 第2章 高田顕智の思想

- (1) 高田門徒の成立と高田顕智・専空
- (2) 『聞書』などの史料に見る顕智の思想
- (3) 『聞書』の引用典籍より見る顕智の念仏生活

付論 顕智『聞書』に見る醍醐本『法然上人伝記』の比較研究

## 第3章 阿佐布了海の思想

- (1) 阿佐布門徒の成立と麻布了海
- (2) 『他力信心聞書』『還相廻向聞書』に見る了海の思想
- (3) 了海における親鸞の仏土観の改変

## 第4章 東国門徒による親鸞思想の継承と展開

- (1) 東国門徒の現生正定聚観・往生観
- (2) 東国門徒の来迎観
- (3) 東国門徒の仏土観
- (4) 東国門徒の善知識観

(5) 東国門徒の密教観

第5章 東国門徒における門徒集団の形成

- (1) 高田門徒に見る親鸞門下としての自覚の形成
- (2) 法脈相承に見る門徒集団の形成
- (3) 血脈の相承に見る道場の維持と運営
- (4) 真宗における妻の役割とその変遷

上記のごとく、第Ⅱ部は五章から成るが、一見して明らかなごとく、最も代表的な東国門徒である河和田唯円、高田顕智、阿佐布了海の三人の思想を個別に扱う第1章から第3章までと、彼らを含めた東国門徒全体の思想、ならびに東国における門徒集団の形成過程を明らかにしようとした第4章・第5章とに分けることができる。先ず、前者の内容を概観しておこう。

「第1章 河和田唯円の思想」では、『歎異抄』に基づいて、「現生正定聚観」「往生観」「来迎観」「戒律観」「仏土観」の各テーマについて、唯円は基本的には親鸞の思想をそのまま継承していると認めたい。唯円が「歎異」せねばならなかったように、それとは異なる思想が東国門徒の一部に見られたことを指摘している。そして、最後に一般的には親鸞特有の思想として有名な「悪人正機説」について、最近の研究を承けて、それに類する思想は法然、あるいは法然門下において一般的なものであったとしても、親鸞自身にこの思想があったかどうかについては、『末灯鈔』に類似するものがあることは認めつつも、悪人であることが往生の正因であるとまでは述べていないので断定できないとし、「唯円は悪人正機説を法然から継承した親鸞の思想として理解していた」という結論を述べている。しかし、「悪人正機説」の定義を明確にしないで論じているために、どうして『末灯鈔』の記述を「悪人正機説」と言えないのかが明確でなく、甚だしく曖昧な議論を展開しているように見える。そもそも、「悪人正機説」とは何か、『末灯鈔』等の記述が「悪人正機説」と言えるかどうか、法然や他の門下と本質的に異なるものなのかどうかは、親鸞思想の特異性を論じる第Ⅰ部で決着を付けておかなければならなかったことなのではないか。その意味でも、唯円の思想を論ずるこの部分で、突然、それを論ずることへの違和感を禁じ得ない。

「第2章 高田顕智の思想」では、顕智と弟子の専空の著作（いずれも経論から書き抜いた要文集）である『聞書』『涅槃経云』『大名目』等をもとに、彼らの「往生観」「来迎観」「密教観」「戒律観」について論じている。その結論は、「往生観」については、その思想が親鸞をそのまま継承したものであったかどうかを判断することはできないが、「来迎」や「密教」については、それに関する要文が『聞書』や『涅槃経云』に引用されているものの、他の資料から見て、顕智が密教思想を取り入れたり、「来迎を期待する」といった親鸞の思想に背く行為をしていたとは認められないから、これらの要文が書写されたのは、それらの思想を取り込もうとする人が周囲にいたことに対する警戒心を示すものであると解釈している。しかし、顕智自身は、それらの要文を書写した理由を明記しているわけではなく、その理解は単なる臆説に過ぎないように思われる。ただ、最後に論じられる「戒律観」については、『聞書』に戒律や食事に関する典籍の引用が多く見えること、『大名目』に戒律を詳細に分類した図表を書き記していること等から、顕智が戒律に対して異常なまでの関心を示していたことを明らかにし、それが、親鸞によって肉食妻帯が容認され、戒律の意義が失われたために、顕智ら一部の東国門徒たちの間で、それに代わる生活規範の確立を目指そうとする動きがあったことを示すものだとする注目すべき見解を提示している。そして、それに止まらず、従来、高田派内で行われていた顕智が持戒堅固であったとする説が、こうした顕智の思想を理解しないところから生じた誤解であり、それが江戸時代の高田派内での戒律復

興運動と連動するものであったとする卓見を述べている。これは上記の「来迎観」「密教観」とは異なり、非常に説得力に富む主張であって、従来の通説を突き崩すとともに、真宗史に新たな視点をもたらす画期的なものと評価できる。

なお、第2章の「付論」として、「顕智『聞書』に見る醍醐本『法然上人伝記』の比較検討」が附されているが、これは、法然の伝記や法語を纏めた貴重資料である醍醐本『法然上人伝記』のテキストについて、多くの場合、顕智の『聞書』で書写されたテキストの方が現行本よりも元来の形を保っていることを論証し、その校訂に活用すべきことを主張するとともに、醍醐本と『聞書』との間で認められる法然への尊称の違いについては、親鸞の用いた尊称をそのまま継承しようとした顕智が書き換えたものであるとし、そこに親鸞への強い敬慕の念を見て取っている。しっかりとした方法論に基づく手堅い研究であり、本論文の中でも非常に学術的価値の高い部分の一つと言える。

「第3章 阿佐布了海の思想」では、『他力信心聞書』や『還相廻向聞書』に基づいて「現生正定聚観」「往生観」「来迎観」「戒律観」「密教観」「仏土観」等が論じられている。その内容は、「戒律観」については、ほぼ親鸞の思想を承けているが、他については、様々な形で思想に変容が見られるというものである。先ず、「現生正定聚観」については、時間的に「早く」、「正定聚」に住することを強調する点に特色があるとし、「往生観」「来迎観」についても「現生」で「往生」し「仏果」を得ると捉え、また、「法蔵菩薩の本願」と「善知識の直説」が一つとなることで「報仏の来迎」が実現するという親鸞にない特異な説を説いたとする。更に、「密教観」については、先行研究に沿って、念仏を唱える時の「息」を「命」「阿弥陀仏」と理解する点で、真言密教の思想の摂取が認められるとし、最後に「仏土観」について、極楽浄土を「真実報土」と「方便化土」に分けた親鸞の思想を継承しつつも、「真実報土」を法蔵菩薩が「総の浄土」から選び出した「別の浄土」であるとして法蔵菩薩の役割を強調する独特のものであったとし、それが先にも触れた善知識と法蔵菩薩を一体視する「善知識帰命説」、更には現実の善知識を応身仏と見做す「善知識即仏説」と連なるものであると論じている。そして、了海は、この親鸞特有の「真実報土」の説がそれ以前の浄土教と決定的に異なるものであることをしっかりと認識していたとして、それが、了海が自派を「浄土真宗」と呼ぶ根拠となっていたと論じている。極めて興味深い指摘を含んでいるが、板敷氏の叙述には時に明瞭さを欠く点があり、更に細部を詰める必要を感じさせる。特に、了海が現実の善知識を応身仏と見たのであれば、それは法然や親鸞に見られた「自身の師を仏や菩薩の化身や示現と考え」た「善知識観」の展開と見得るはずであるが、その点にも言及する必要があったのではないだろうか。

上の三章は、上記のような問題点を含みつつも、東国門徒を代表する三人の思想を、親鸞思想をいかに受けとめたかという従来にない観点から纏めたものであり、しかも、これらを対照することによって相互の思想的な相違が浮き彫りにされるという点で高く評価することができる。

残る二章のうち、「第4章 東国門徒による親鸞思想の継承と展開」は、上の三章で論じた三人だけでなく、それ以外の東国門徒も含めて、第I部で親鸞思想の特徴として取り上げた「現生正定聚観」「往生観」「来迎観」「戒律観」「仏土観」「善知識観」等のテーマごとに、東国門徒がそれをいかに継承したか、あるいはそれをいかに変形したかについて論じている。ただ、内容的には、これに先だつ三章の内容をテーマごとに整理し直したという面が強く、重複する記述が多く、先に指摘したような問題点も再びそのまま認めることができる。ただし、「(3) 東国門徒の戒律観と禁制の制定」、「(5) 東国門徒の善知識観」、「(6) 東国門徒の密教観」には新たな内容が盛り込まれている。先ず、(3)では、顕智が戒律に代わる新たな生活規範を模索したとする自らの新説に基づいて、初期真宗で様々な「禁制」が定め

られるようになったことを、その延長線上に位置付けるといふ、これまでにない新しい見方を示しており、大いに注目される。また、(5)では、阿佐布了海の「善知識帰命説」を同様の傾向を持つ時宗の善知識観と比較して、その性格を明らかにしようと努めており、(6)では、東国門徒の一つ、横曾根門徒を取り上げて、彼らが密教と浄土教を一元化しようとしたことに言及している。先行研究の域を出るものではないが、東国門徒の思想を全体として捉える上では必要な叙述と言える。ただ、(3)も含めて、必ずしも説明が十分でないところが散見されるので、今後、更に検討を加えてゆくことを期待したい。

掉尾を飾る「第5章 東国門徒における門徒集団の形成」は、東国門徒による親鸞思想の継承を、親鸞門徒としての自覚、ならびに門徒集団の形成という、これまでとは全く異なった視点で論じたものである。

「(1) 高田門徒に見る親鸞門下としての自覚の形成」は、「光明本尊」を初めとする高田派の諸資料に見える親鸞に対する呼称から、彼らがいかにして親鸞門下の一派としての自覚を持つようになったかを論じている。極めて興味深い試みであるが、現状では更なる資料収集と検討が必要と思われる。

次の「(2) 法脈相承に見る門徒集団の形成」は、各東国門徒が法然をいかに位置付けていたかを検討し、従来の説とは異なり、法然を親鸞の師として鑽仰することは、東国門徒に普遍的なものであったことを明らかにし、法然から親鸞を経て各門徒の開基へという「法脈」の相承が重要であったと論じている。

それに続く「(3) 血脈の相承に見る道場の維持と運営」、「(4) 真宗における妻の役割とその変遷」は、浄土真宗に特有の「血脈」の問題を取り扱ったもので、具体的には、『恵信尼消息』等によって、親鸞の妻、恵信尼が単に同朋の一人に過ぎず、教団運営には全くタッチしていなかったことを確認したうえで、『存覚袖日記』を初めとする種々の資料を用いて、十四世紀に至るまで、東国門徒の間では道場が血縁によって承継がれ維持されていたこと、門徒内における女性の地位が高かったこと、妻帯を認めた真宗に特有の現象として、道場主の没後に妻がその法脈の継承者として道場の運営に指導的な役割を果たし得たこと、現に道場主夫妻や子どもたちが共同で道場を運営・保持していたこと等を明らかにしたうえで、十五世紀になると道場主の妻が「坊守」として資料に現れるようになるのは、この時期に妻の役割がいよいよ重要なものとなったことの反映であると論じている。そして、従来、安易に認められていた、門徒たちの妻帯は、親鸞の非僧非俗の思想に従ったものだとする主張、あるいは、「坊守」の起源は親鸞の妻、恵信尼にあるという説を完全に否定している。本章は、多くの文献に根拠を求めつつ、創意に富む新説を展開したもので、本論文のなかでも最も注目すべき部分の一つと言える。

第Ⅱ部全体を振り返ると、その冒頭に、すべての門徒集団を含む「東国門徒」の全体像を提示する章を置いて、その後に取り上げる唯円、顕智、了海らの人々がその中でどのような位置を占めるのかを明示すべきであったし、また、親鸞の門弟の中でも最も重要な弟子と見られていた性信、真仏、順信らの人々を正面から取り上げなかった理由等も説明すべきであったであろう。その外にも、上述のように、構成や論述にいくつかの問題点を指摘できるが、論じられている内容自体は非常に独創性に富み、親鸞研究、真宗史研究、更には、中世仏教史研究に大いに裨益する重要な研究であると言える。

最後の「結論」では、「Ⅰ」と「Ⅱ」で各部分の内容を個別に纏めたうえで、「Ⅲ」において、その全体を、

「門弟たちの思想の展開は親鸞思想の先鋭化というよりも、親鸞思想をどのように念仏生活の中に落とし込むかという実践的なものであった。」



「門弟たちの課題は親鸞思想を受容しながらも継続可能な仏教教団を形成し念仏生活を送ることにあった。その点で言えば東国門徒が各地に門徒集団を形成し展開したことは、実践的な念仏集団の樹立に成功していたと言える。そしてこれは親鸞が関東で行うことの出来なかったものであった。」

と総括しているが、これは、従来、「親鸞思想の曲解」としてのみ見られることの多かった東国門徒の浄土思想を積極的に評価する視点を初めて獲得したことを意味し、本論文が成し遂げた成果を端的に示すものと言える。

改めて論文全体を通観すると、「現生正定聚観」「往生観」「来迎観」「戒律観」等のテーマに囚われすぎて記述の重複が散見されるといった問題点も指摘できるが、逆にこうしたテーマに分割したからこそ、東国門徒たちの思想をそのテーマごとに仔細に分析することで、従来、見過ごされてきた点を明らかにしえたというメリットも認めるべきであろう。そして、それが「東国門徒」を中心に親鸞と東国門徒との関係を問い直そうという独自の視点と相俟って、従来にない研究成果を挙げ得た点は十分に評価されなくてはならない。

とはいうものの、既に述べたような問題点だけでなく、冒頭の凡例と矛盾する引用形式、不十分で分かりにくい表現、注記の不足や重複、注記の形式的不備等の問題が散見されるのは遺憾であり、これらの点で板敷氏に一層の努力を期待したい。

#### 【審査結果】

本論文を全体として見た場合、上に記したような問題点は指摘できるものの、「東国門徒」をテーマに取り上げることによって親鸞を理解する新たな視座を提供し、また、東国門徒が独自に展開した思想を積極的に評価する視点を始めて提示したことは、本論文の大きな成果であり、本論文が学界に与えるインパクトには非常に大きなものがある。

全体として文学研究科（インド哲学仏教学専攻）の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であると認められるため、本審査委員会は、板敷真純氏の博士学位請求論文について、所定の試験結果と上述の論文審査結果に基づき、全会一致をもって本学博士学位を授与するに相応しいものと判断した。